

判決年月日	平成23年10月11日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成23年(行ケ)第10174号		
○ 商標「炭都饅頭」が引用商標「TANTO／タント」に類似するとして拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決を取り消した事例			

(関連条文) 商標法4条1項11号

1 事案の概要

原告は、平成21年7月1日、指定商品を第30類「饅頭」として後記本願商標の登録出願をしたが、特許庁から本願商標は後記引用商標(登録第5149010号、指定商品第30類)と類似し、商標法4条1項11号に当たるとの理由で拒絶査定を受けたので、不服審判請求をした(不服2010-14311号)。しかし、特許庁は、平成23年3月23日、請求不成立の審決をしたので、原告はその取消しを求めて出訴した。

【本願商標】

炭
都
饅
頭

(指定商品)
第30類「饅頭」

【引用商標(登録第5149010号)】

TANTO
タント

(指定商品)

第30類「茶、菓子及びパン、調味料、香辛料、穀物の加工品、ぎょうざ、サンドイッチ、しゅうまい、すし、たこ焼き、肉まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、べんとう、ホットドッグ、ミートパイ、ラビオリ、米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦、食用粉類」

2 裁判所の判断

裁判所は、主として次のとおり判示して、審決の類否判断には誤りがあるとし、審決を取り消した。

(1) 本願商標は漢字である「炭都饅頭」の4文字を江戸文字で縦1行にまとまりよく記して成る外観を有する一方、引用商標は大文字の欧文字「TANTO」と片仮名「タント」とを、ゴシック体ないしこれに類する書体で、横2段書きして成る外観を有するから、両商標の外観は大きく異なる。本願商標に使用されている江戸文字は、見る者に強い印象を与えるためにデザインされたもので、通常の筆書きによって記すよりも強い印象を与え、両商標の外観の相違を小さく評価することはできない。

(2) 本願商標の構成のうち「饅頭」の文字だけでは自他商品識別力が希薄であることは否定できないが、本願商標が縦1行にまとまりよく記して成る外観を有していることなどに照らせば、本願商標からはまず「タントマンジュウ」との称呼が生じる。本願商標の上記外観にかんがみれば、「炭都」の部分が直ちに要部となるとはいえず、本願商標と引用商標とは、生じる称呼が異なる。

(3) 本願商標からは「炭鉱で栄えた都市にちなんだ饅頭」程度の観念が生じるし、仮に九州の三池炭鉱付近の都市が石炭の産出で繁栄した歴史を知らない者であったとしても、「石炭を産出する都市にちなんだ饅頭」等程度の観念は生じる。加えて原告は饅頭の皮の材料に竹炭を加え、皮を意図的に黒くして、石炭を連想させる外観の饅頭に「炭都饅頭」の商標を付して販売しており、原告の上記商品に接した需要者ないし取引者は、「炭鉱で栄えた都市にちなんだ饅頭」程度の観念を生じると容易に認めることができる。他方、引用商標からは、沢山の意味を持つ俗語「たぁんと」、「たんと」から来る観念が生じるか、あるいはイタリア語を知っている需要者、取引者にとってはその欧文字から「沢山の」という観念が生じる。そうすると、本願商標から生じる観念と引用商標から生じる観念は明らかに異なる。

(4) 本願商標と引用商標とは、その外観も大きく異なり、両商標から生じる称呼も観念も異なるか、称呼が共通する場合があるとしても、外観、観念の違いが称呼の共通を大きく凌駕するから、両商標は類似しない。